

旧氏併記制度の施行について

女性活躍推進の観点から、「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）」が公布され、11月から、住民票などに旧氏を併記することができることとなりますので、その概要について報告いたします。

1 旧氏併記とは

旧氏とは、その者が過去に称していた「氏」であり、その者に係る戸籍または除かれた戸籍に記載されているものです。

併記に際しては、旧氏併記を希望する者が、戸籍に記載されている過去の氏の中から1つを選び、申請することにより記載することができます。

2 旧氏併記の対象となる証明

《政令によるもの》

住民票、個人番号カード（マイナンバーカード）、署名用電子証明書（e-tax等で利用）

《条例によるもの》

印鑑登録証明 ※今議会議決の「出雲市印鑑条例の一部を改正する条例」

3 旧氏併記の手続

旧氏併記を希望する者は、市役所窓口で、旧氏併記申請書に、旧氏から現在の氏までが記載されている戸籍謄抄本を添付し、申請をする必要があります。

4 施行日

令和元年11月5日（火）

5 制度開始までのスケジュール

5月 末日 国が広報開始

7月 5日 本市窓口への国作成の広報ポスター・チラシ設置

9月25日・26日 本市でのコンビニ交付試験

※この2日間はコンビニ交付サービス停止（事前広報）

9月27日議会終了後 本市のホームページ掲載

10月18日 広報いずも11月号掲載

11月 5日 制度開始

2019年11月5日(火)からスタート!

住民票とマイナンバーカードに

旧姓(旧氏)が併記できます!

氏名 番号 太郎
住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地
平成 年 月 日
性別 男
個人番号カード
追記欄に旧姓が追記されます(記載例)
旧氏 □□ 令和元年11月5日

氏名 番号 [○○] 花子
住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地
平成 元年 3月31日生
性別 女
電子証明書の有効期限
ここに旧姓! 入ります!

住民票にも旧姓(旧氏)欄が!
ここに旧姓! 入ります!

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、
旧姓が各種証明に使えます!

※様式例

旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場で、その証明に使えます。



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!



旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいいの？

住民票に旧姓を併記するための請求手続きが必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

旧姓併記のための請求手続きは2段階！

STEP1

旧姓が記載された
戸籍謄本等を用意しましょう

入手方法は3種類！

- ①本籍地の市区町村に請求
- ②郵送で取り寄せる
- ③コンビニで発行(※)



(※) コンビニのマルチコピー機から発行できます。
発行できるのは戸籍謄本等のコンビニ交付に対応している
市区町村のみです。
詳しくは「コンビニ交付」のHP
(<https://www.lg-waps.go.jp>)をご確認ください。

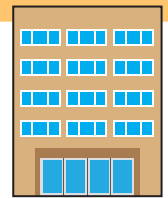


用意ができたなら
提出しよう！



STEP2

用意した戸籍謄本等と一緒に
マイナンバーカード(通知カード)を
持って、現在お住まいの
市区町村へ行こう！



？ 旧氏とは？

「旧氏(きゅううじ)」とは、その人の過去の戸籍上の氏のこと
です。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載が
されています。



旧姓は1人に1つだけ
つけられるよ！

旧姓併記についての Q&A

Q 現在、マイナンバーカードを持っていますが、旧姓を併記する手続きはできますか。

A 可能です。その上で、マイナンバーカードを申請することで、旧姓が併記されたカードが交付され、証明に使えます。
なお、既にマイナンバーカードをお持ちの方は、追記欄に旧姓を追記することになります。

Q 旧姓を削除することはできますか。

A 必要がなくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。
ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏が変わったときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。



Q 旧姓としては、どのようなものを併記できますか。

A 旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます(その際、マイナンバーカード又は通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります)。
なお、引越しで他の市町村に転入した場合、住民票等に併記されている旧姓は引き継がれます。

Q 住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか。

A 住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏の方のみを表示することはできません。



旧姓を併記するときは
現在の氏と旧姓の両方
が必ず表示されるよ！

Q 結婚して氏が変わったのですが、既に住民票等に併記されている旧姓はどうなるのでしょうか。

A 既に住民票等に併記されている旧姓は、氏が変わった場合でも引き続き併記され続けますが、請求いただければ氏の変更の直前に戸籍に記載されていた氏に変更が可能です。



Q 旧姓併記の請求の際、旧姓を証明する資料として戸籍謄本等が必要とのことですが、住民票等に併記する旧姓が記載されているものが一通あればよいのでしょうか。

A 旧姓を併記したい場合は、当該旧姓の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等が必要となります。



詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。